

所得税(町県民税)の申告が始まります

►申告期間 **2月16日(水)～3月15日(火)** ※土・日を除く

今年も税の申告の時期となりました。申告の準備はもうお済みでしょうか？

例年、申告期限間際になりますと申告会場は大変混雑します。また、新型コロナウイルス感染防止の観点からも該当地区の相談日をご確認のうえ、早めの申告をお願いいたします。

►相談会場 役場2階 第2会議室

►必要なもの

- 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など）
- 源泉徴収票（雇用主が発行したものでコピーは不可）又は収入状況がわかるもの
- 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費がわかるもの
- 生命保険や地震保険の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類
- 【障害者控除を受ける方】身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等、又は障害者控除対象者認定書（神崎町では保健福祉課で発行）
- 還付または納税用の預貯金通帳及び届出印（新たに振替納税を申し込まれる方）

►注意点

※土地・建物・株式等の譲渡所得や山林所得がある方は、町での相談は受付できません。

佐原税務署での申告をお願いします。

※相談内容が複雑な方については、佐原税務署にご案内させていただく場合がございます。

※営業・農業・不動産がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」について、必ず事前に作成または資料をまとめるなどしてお越しください。

※青色申告決算書は、作成済みのもののみ受付します。必ず作成してから申告にお越しください。

※住宅ローンにより住宅の新築・購入をした方で、初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方は、佐原税務署で申告をお願いします。

※申告についてのお問い合わせは・・・

佐原税務署個人課税部門 ☎⑤41331又は
神崎町役場町民課税係 ☎⑦2112